

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の編成  
について（案）

条例による選出区分から2名ずつ選出した委員と専門委員の計8名で構成する。

①被保険者の代表・・・2名（ ）（ ）

②事業者の代表・・・・・・2名（ ）（ ）

③学識経験者・・・・・・2名（ ）（ ）

④専門委員・・・・・・2名（大 淵 修 一）（清 水 宏）

[参考]

(1) 青梅市介護保険条例

（介護保険運営委員会）

第11条

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関する  
こと。

(2) 青梅市介護保険規則

（部会の設置）

第52条の4 会長は、条例第11条第2項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。